

コロナ禍における定期巡回サービスと居住支援業務との連続性・親和性

**今こそ必要な定期巡回・随時対応サービス  
「将来性と居住支援とのシナジー」**

**11月30日(月)14:00～16:50**

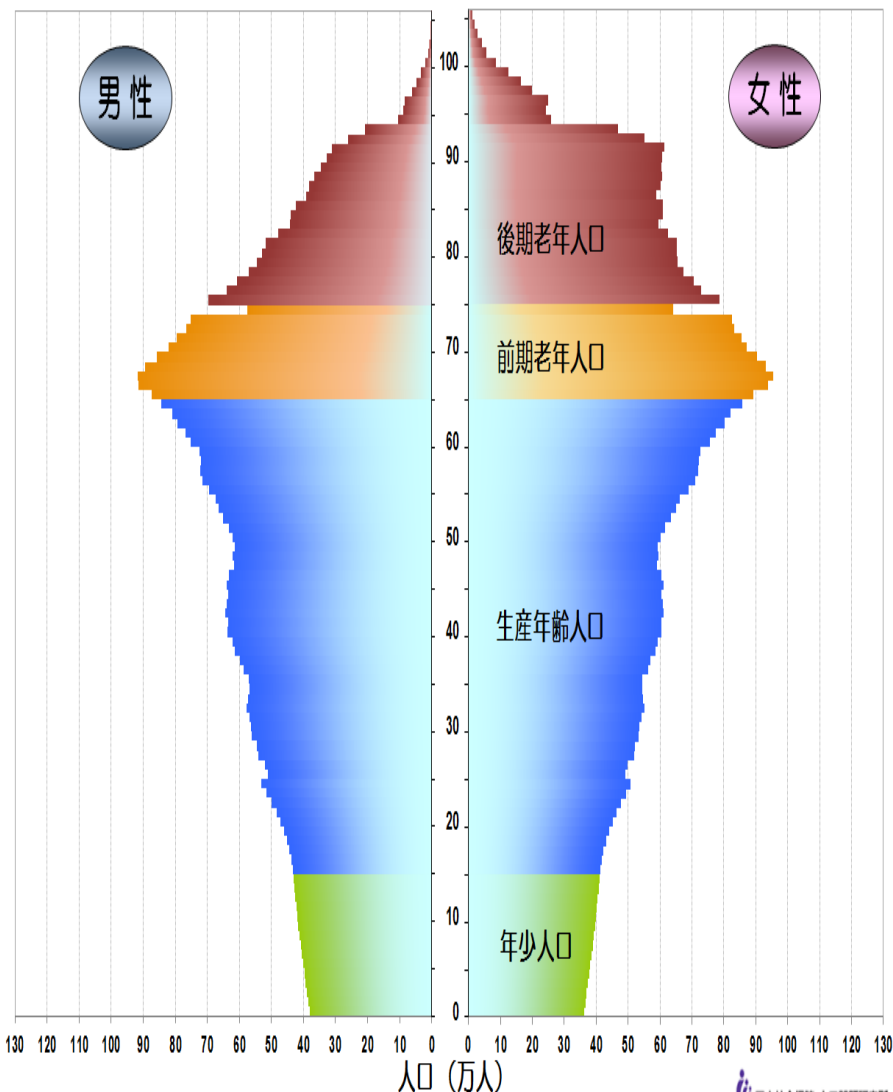
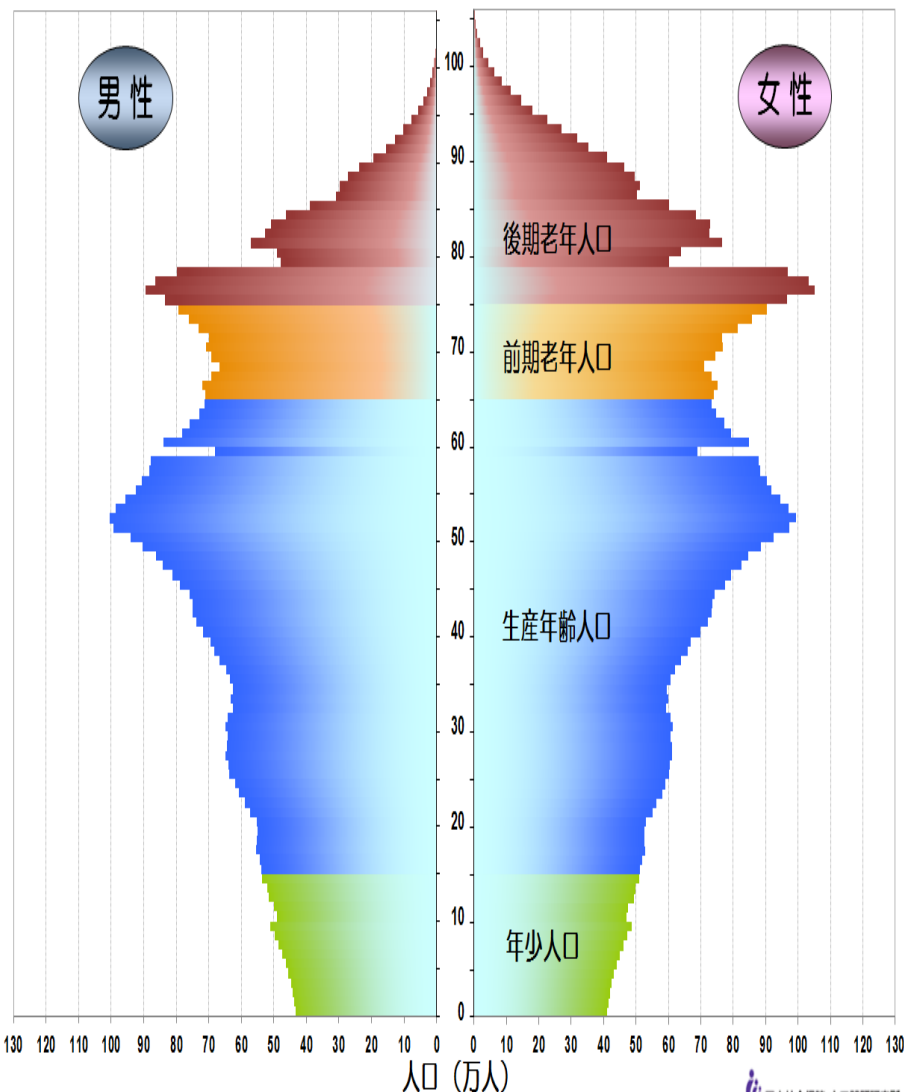
**ベルサール高田馬場**

一般社団法人24時間在宅ケア研究会 理事 津金澤 寛

# 2025年～2040年の人口変化

2025

2040



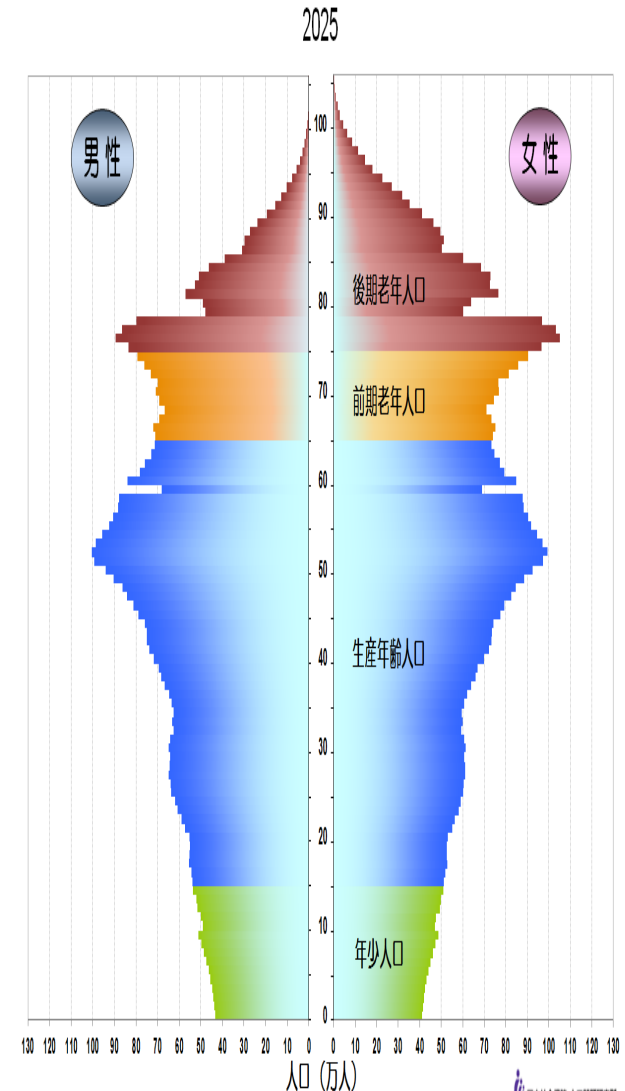
資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

# 2025年までの課題

- 高齢者が急増する！！

- ① 医療高依存の75歳以上急増
- ② 地域包括ケアは在宅重視
- ③ 保険給付の重点化と効率化
- ④ 年金・医療・介護の見直し
- ⑤ 新たな財源＝消費税10%
- ⑥ 自己負担、高介費、保険料増



資料：1985～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位(死亡中位)推計）。

# 2040年までの課題

• 介護の担い手が急減！！

①お元気高齢者の活躍推進

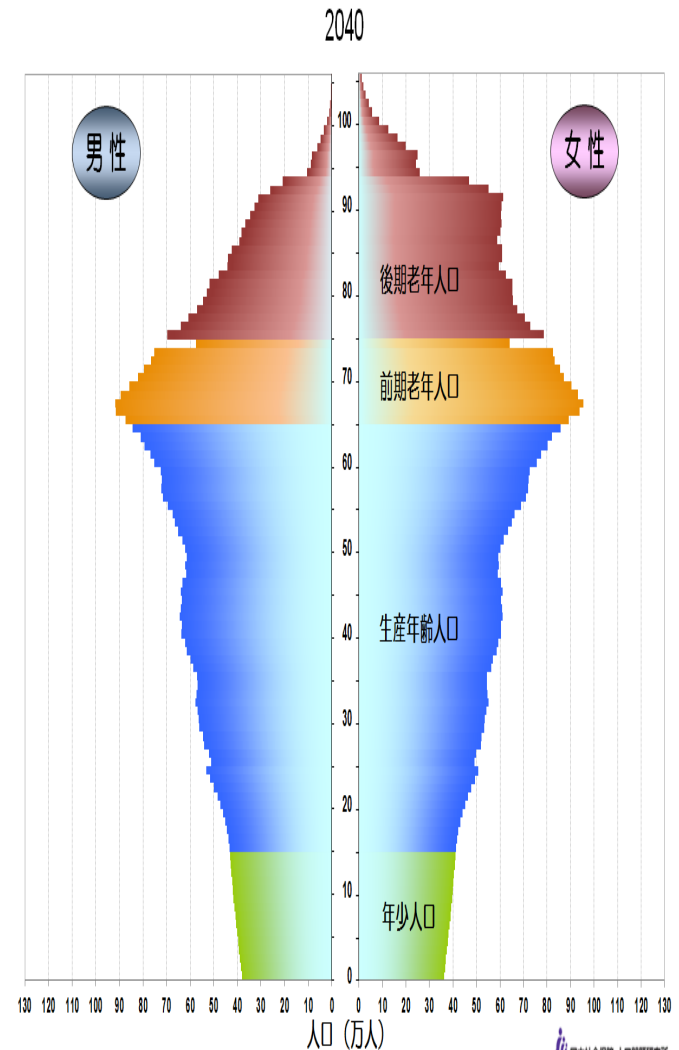
②外国人労働力

③健康寿命の増進

④AI, ICT活用、働き方改革

⑤医療福祉サービス改革

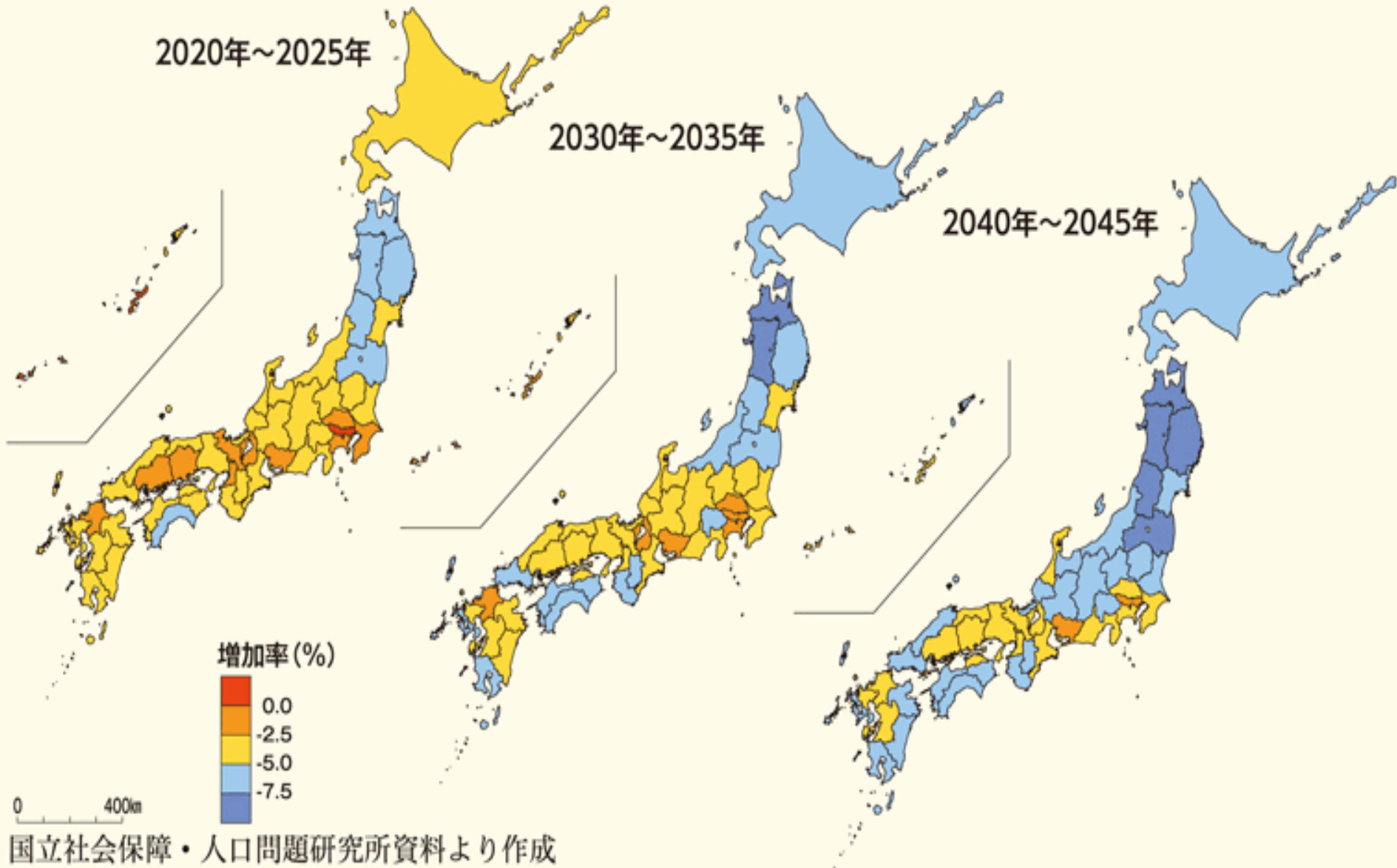
⑥給付と負担の見直し



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位死亡中位推計）

# 都道府県別人口の推移

図1 都道府県別総人口の増加率



# 介護業界の存続に向けて留意すべきこと

- 介護事業所は昇給できない
- 国が決める客単価は下がる
- 国が決める定員はかわらない
- 客単価 × 定員 = 売上頭打ち = 昇給困難



# 現実的に将来を考えると

- 特養の設置コストは「1部屋1000万円」
- 100床特養なら軽く10億超える
- 高齢者減少地域で借金かえせますか？
  
- 生活援助45分約2000円で食事づくり
- 少子化による小中学校給食センターを再利用
- 500円の実費配食に切り替えたら？





» **定期巡回・随時対応サービスの  
事業経営のポイント**



<条件>

利用者 1 人当たりの収入	¥162,959
常勤換算職員 1 人当たりの給与費	¥335,281
その他経費	¥353,000
常勤換算職員 1 人当たり実利用者数	2.1 人

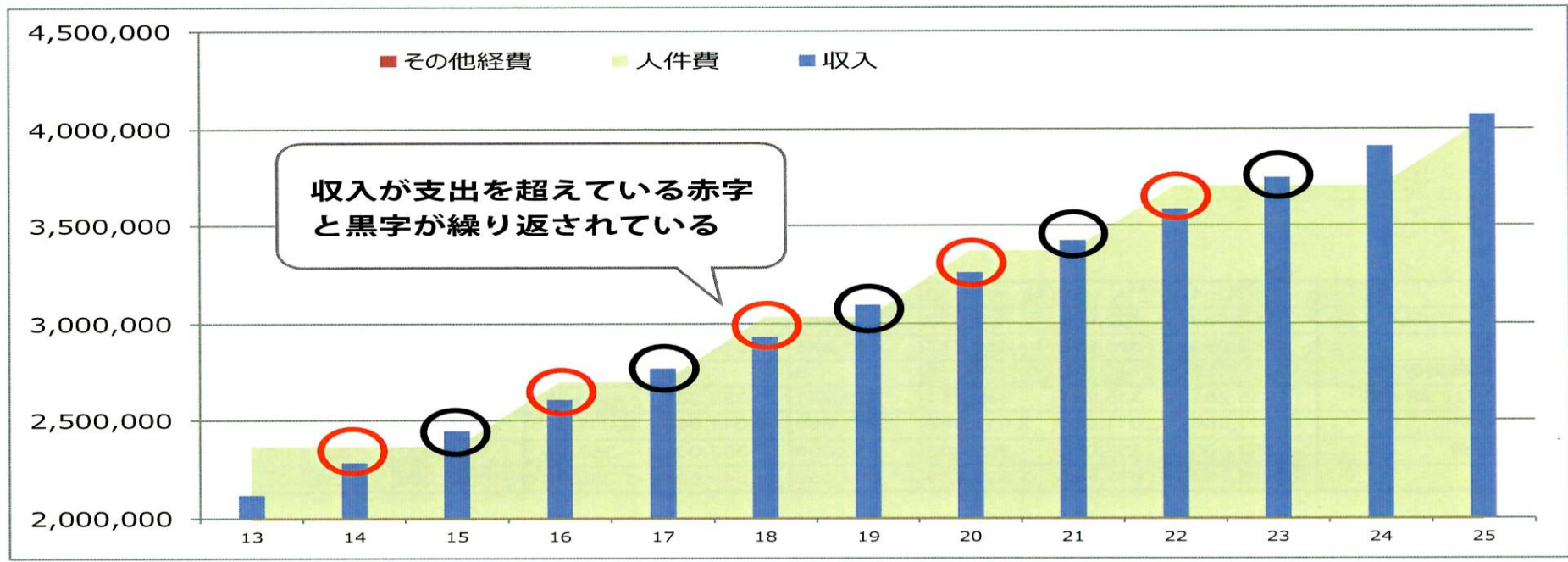
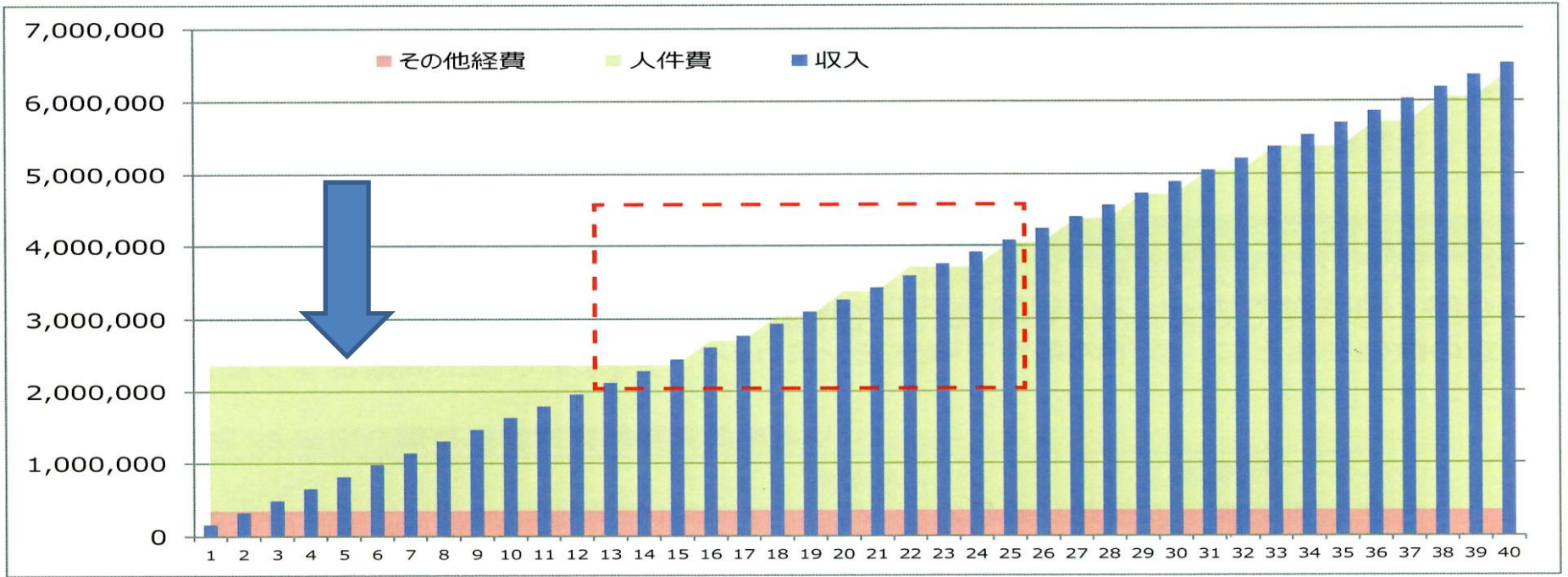
※常勤換算数は 6 名にて開設

※常勤換算職員 1 人当たり実利用者 2.2 人を超えたら職員を 1 名追加

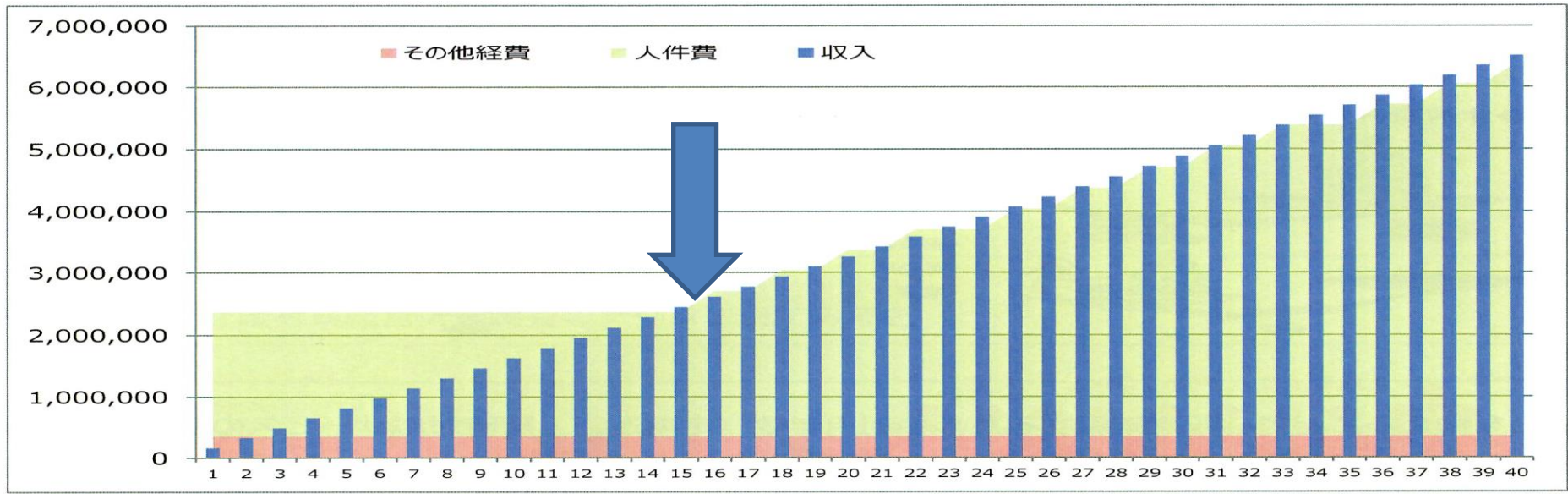
利用者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 人当たりの収入	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959
収入合計	162,959	325,918	488,877	651,836	814,795	977,754	1,140,713	1,303,672	1,466,631	1,629,590
常勤換算職員数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1 人当たりの給与費	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281
給与費合計	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686
その他経費	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000
収支差	-2,201,727	-2,038,768	-1,875,809	-1,712,850	-1,549,891	-1,386,932	-1,223,973	-1,061,014	-898,055	-735,096

利用者数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1 人当たりの収入	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959
収入合計	1,792,549	1,955,508	2,118,467	2,281,426	2,444,385	2,607,344	2,770,303	2,933,262	3,096,221	3,259,180
常勤換算職員数	6	6	6	6	6	7	7	8	8	9
1 人当たりの給与費	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281
給与費合計	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,011,686	2,346,967	2,346,967	2,682,248	2,682,248	3,017,529
その他経費	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000
収支差	-572,137	-409,178	-246,219	-83,260	79,699	-92,623	70,336	-101,986	60,973	-111,349

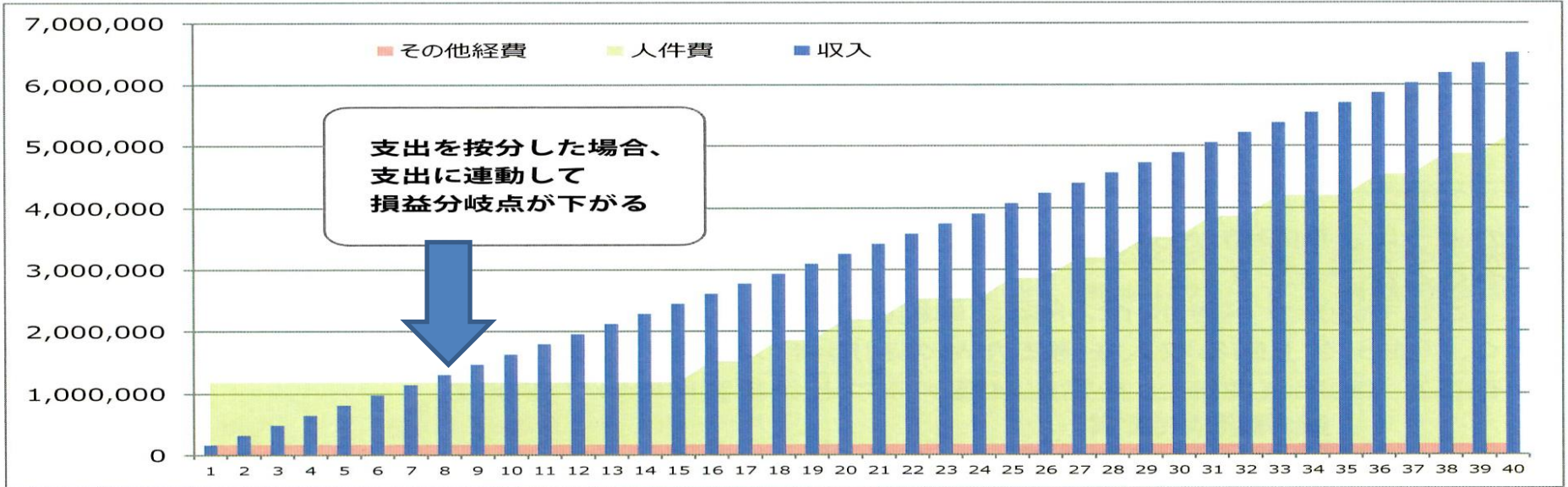
利用者数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1 人当たりの収入	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959	162,959
収入合計	3,422,139	3,585,098	3,748,057	3,911,016	4,073,975	4,236,934	4,399,893	4,562,852	4,725,811	4,888,770
常勤換算職員数	9	10	10	10	11	11	12	12	13	13
1 人当たりの給与費	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281	335,281
給与費合計	3,017,529	3,352,810	3,352,810	3,352,810	3,688,091	3,688,091	4,023,372	4,023,372	4,358,653	4,358,653
その他経費	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000	353,000
収支差	51,610	-120,712	42,247	205,206	32,884	195,843	23,521	186,480	14,158	177,117



**【定期巡回・随時対応サービスを単独で事業開設した場合】**

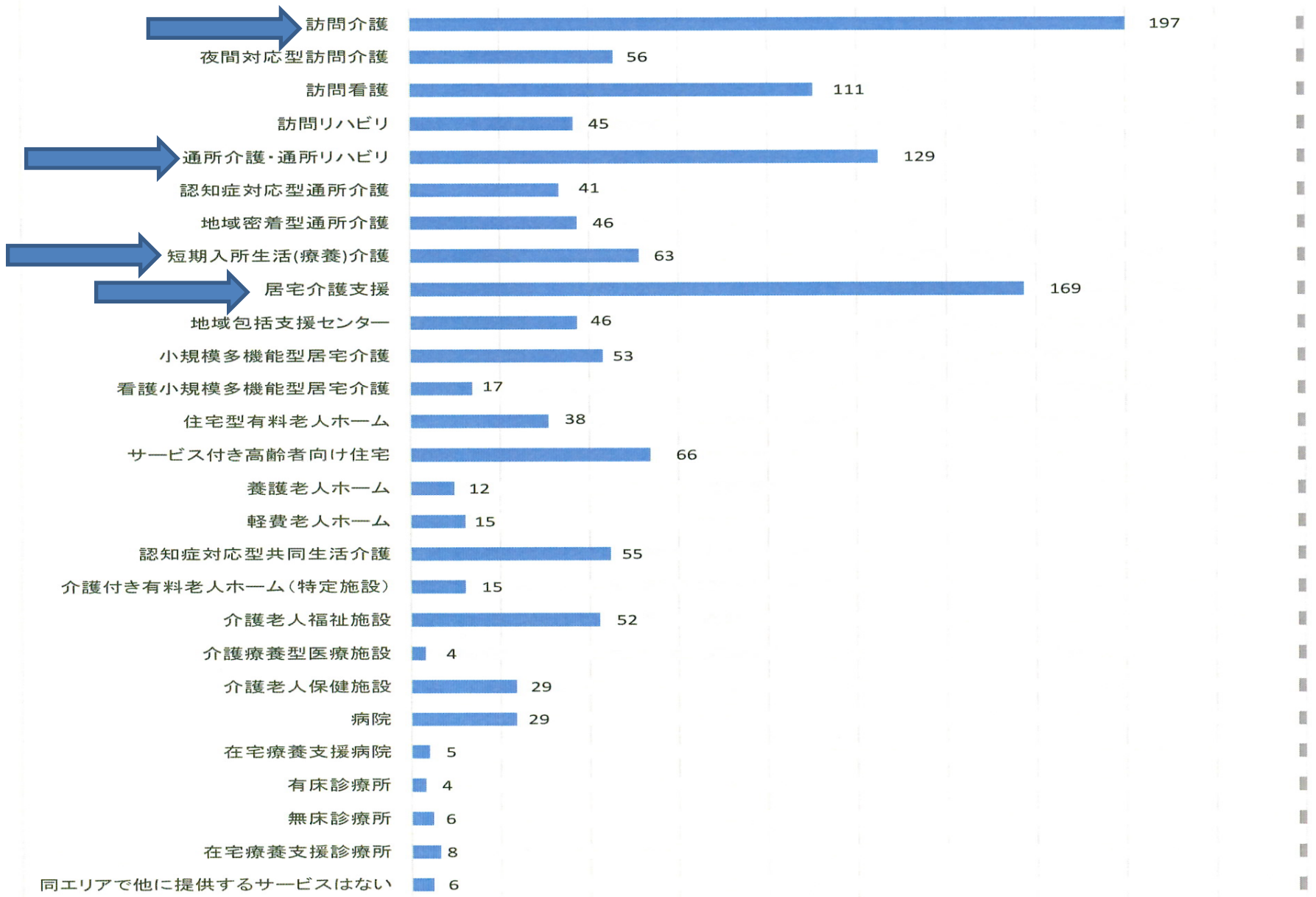


**【訪問介護と併設で事業開設した場合】**



# 【定期巡回・随時対応サービス事業所が同一保険者で展開しているサービス (n=246)】

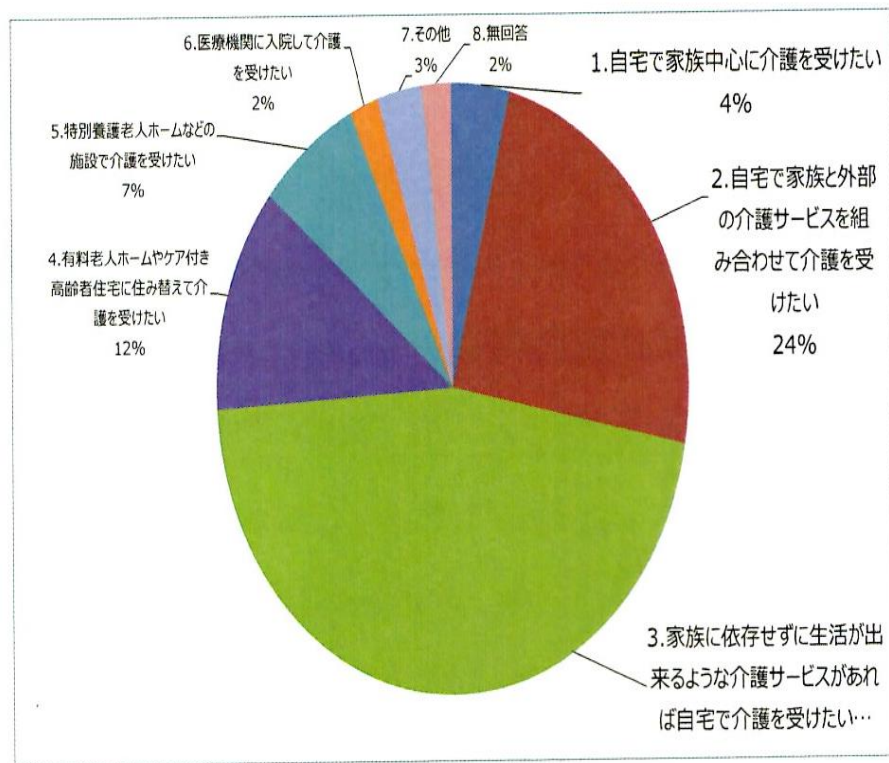
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



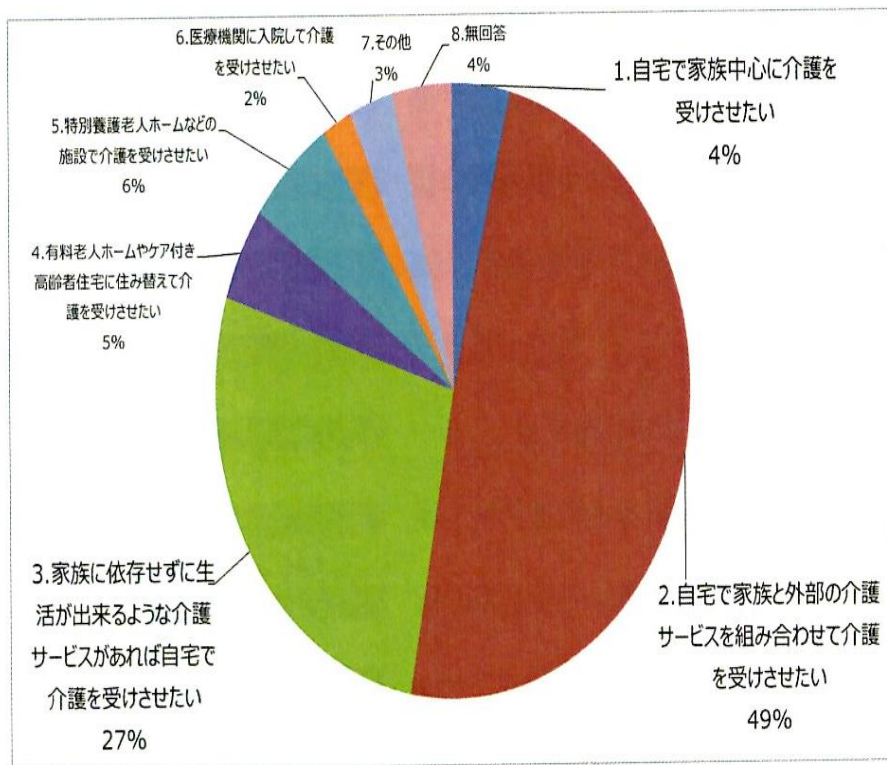
■ 同一保険者内で提供している      ■ 同一保険者内で提供していない      ■ 無回答

# ニーズはある、人材とサービスは不足

## ◆ 介護が必要になった場合の介護の希望



## ◆ ご両親が介護が必要となった場合の介護の希望



# 次の改正に向けた当会の要望

- 1、人材の有効活用に逆行するローカルルールの撤廃
- 2、事務作業負担軽減を阻害する指導の撤廃
- 3、夜間対応型訪問介護の必要性
- 4、夜間対応型訪問介護との基準の整合性
- 5、当研究会にてローカルルール撤廃に向けたQ&Aを取り纏め厚労省へ提示する予定となっております。

# 次の改正にむけた主な論点

## 1、人員配置要件の明確化

(夜間のオペレーターの自宅待機)

(人員配置要件及び兼務要件の明確化)

## 2、夜間対応型訪問介護の基準の緩和

(夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護とのオペレーター兼務可能な職務の範囲)

## 3、夜間対応型訪問介護の報酬のあり方

## 4、夜間対応型訪問介護の離島や中山間地におけるサービスの充実



# 1、人員配置要件の明確化

①指定権者(市町村)間の人員配置要件のばらつきをなくすために、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護を参考にして、以下について明確化してはどうか。①計画作成責任者について、管理者との兼務可。②オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。(オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員共通)

② 夜間・早朝(18時～8時)に限ること。(オペレーター)

③ ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができること。(随時訪問サービスを行う訪問介護員)

④利用者から連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されていること。※夜間対応型訪問介護も同様にしてはどうか。(この場合、計画作成責任者は面接相談員を指す。)

## 2、夜間対応の基準緩和

- ① オペレーターについて、 i 併設施設等(短期入所、特定施設、特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能)の職員と兼務すること ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること
- ② 複数の事業所間で、随時の対応サービス(通報を受け付け)を「集約化」すること
- ③ 地域の訪問介護事業所等に対し、事業を「一部委託」すること

### 3、夜間対応型訪問介護の報酬のあり方

- 夜間対応型訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、出来高(訪問サービス)部分に重点を置くなど、定額(オペレーションサービス)と出来高(訪問サービス)の報酬にメリハリをつけることを検討してはどうか。

## 4、夜間対応型訪問介護の離島や中山間地におけるサービスの充実

- 夜間対応型訪問介護について、離島や中山間地域等の要介護者に対する提供を促進するとともに、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、①「特別地域加算」、②「中山間地域等における小規模事業所加算」、③「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の対象にすることを検討してはどうか。

# 定期巡回だけでは駄目

- 在宅診療・デイサービス、ショートステイ、福祉用具、住宅改修・配食・ランドリーなどを自社ケアマネで適切にマネージメントする、ニーズに合わせた大規模多機能モデルの構築
- 立ち行かなくなってきた他社のサ高住や訪問介護を下請けに置く地域展開
- 施設に代わる居場所と死に場所を確保するのには、居住支援と家賃保証
- 在宅生活を支えるなら最後まで責任を持つ、死後事務委任契約と家財整理

福祉施設巡回は

人間の善意と

技術の集積とによる

平成七年七月

施設巡回路

石井哲夫

